

## 審査基準（公表用）

様式第3号

所管課  
水産課

法令名	漁業法			法令番号	昭和24年法律第267号		
手続名	沿岸漁場管理規程の変更の認可			根拠条項	第111条第3項		
審査基準	<p>1 沿岸漁場管理規程（以下「規程」という。）に次に掲げる事項が規定されていること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水産動植物の生育環境の保全又は改善の目標</li> <li>・保全活動を実施する区域及び期間</li> <li>・保全活動の内容</li> <li>・保全活動の実施に関し遵守すべき事項</li> <li>・保全活動に従事する者（以下「活動従事者」という。）のうち保全沿岸漁場において漁業を営む者及びその他の者の役割分担その他保全活動の円滑な実施の確保に関する事項</li> <li>・保全活動により保全沿岸漁場において漁業を営む者その他の者が受けとる見込まれる利益の内容及び程度</li> <li>・上記の利益を受けることが見込まれる者の範囲</li> <li>・保全活動に要する費用の見込みに関する事項（当該費用の一部の負担について上記の者（活動従事者を除く。以下「受益者」という。）に協力を求めようとするときは、その額及び算定の根拠並びに使途を含む。）</li> <li>・保全活動に要する費用の収納及び管理に関する事項</li> </ul> <p>2 規程の内容が次の各号のいずれにも該当すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保全活動を効果的かつ効率的に行う上で的確であると認められるものであること</li> <li>・不当に差別的なものでないこと</li> <li>・受益者に協力を求めようとするときは、その額が利益の内容及び程度に照らして妥当なものであること</li> </ul> <p>3 漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会については、規程の変更の認可申請に当たり水産業協同組合法の規定による総会の議決を経ていること</p>						

受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	60日	目次	
						標準経由期間			